

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

第1節 計画の推進

(1) 人材確保の方策

保健福祉サービスの量的整備とともに、サービスの質的向上を図るために、研修等により介護支援専門員（ケアマネジャー）の資質の向上に努め、合わせて新たな有資格者の確保に努めます。

(2) 連携体制

①地域との連携

これからの高齢社会を支えるためには、地域住民の理解と協力が必要です。地区の特性を生かしながら地域づくりをし、地域福祉を推進するため、住民活動の育成と支援や助成に努めます。

②民生児童委員との連携

民生児童委員は地域住民と行政とのパイプ役として大きな役割を果たしています。高齢者が増加することで、今後ますます協力を求める場面が多くなると予想されることから、これまで以上に連携を図っていけるよう努めます。

③医師会、歯科医師会等との連携

高齢者が安心して元気に暮らしていくには、保健・医療・福祉サービスが包括的に受けられる体制づくりが望まれます。また、介護予防においても、関係機関が連携を取りながら一体的に情報を提供していくことが必要です。

このため、医師会、歯科医師会等との連携強化に努めていきます。

④社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、高齢者の生きがいづくり等の事業を推進しており、今後さらに地域における福祉活動や住民相互の支え合い、助け合い活動を支援していきます。また、地域ボランティア活動の拠点としての役割を強化していきます。

⑤保健所等との連携

保健所等との連携を強化しながら健康づくりの推進に努めます。また、健康増進法及び高齢者の医療の確保に関する法律による保健事業の推進について、今後も連携を強化します。

⑥各担当課との連携

保健・医療・福祉を担う担当課において、現在の連携体制を継続するとともに、今後も、担当課間の連携を密接に行い、効率的、総合的観点からの対応ができるよう、積極的に推進します。

(3) 相談・情報提供体制の充実

介護者の悩みや不安を解消し、的確な情報を提供するための相談体制の確立強化が必要であり、地域包括支援センターや市担当課窓口、または、身近な民生児童委員などにも相談が可能な体制の整備を図り、住民からの各種相談に対し、速やかに対応できる体制の確立を図ります。

また、介護保険制度に関するパンフレット、ポスター及び広報などの媒体を広く活用して介護保険に関する情報の提供を図り、制度の周知とサービス利用についての広報活動の推進に努めます。

さらに、県と連携して、介護保険指定事業者情報や介護サービス情報等の提供に努めます。

第2節 計画の進捗管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図り、高齢者福祉、介護保険事業サービス利用者の満足度調査等を実施し、計画実施状況評価などを行う進行管理体制を整備します。また、次期計画策定に向けた目標設定等の協議を行っていきます。

(1) 高齢者福祉計画・介護保険事業運営管理

計画目標の着実な達成と円滑な運営を図るために、本計画の実施状況の進捗管理を「遠野健康福祉の里運営審議会」において以下のように行ないます。

- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画についての評価
- 市民・サービス利用者の満足度や意向から見た評価
- その他高齢者事業に関すること

(2) 計画の評価方法

計画の点検、評価については、遠野市総合計画で定める「まちづくり指標」に基づき、量的評価を行います。

また、計画の中間年である平成25年度には、高齢者を対象とした満足度調査をアンケートにて実施し、本計画の中間評価を行うとともに、次期計画へと反映させていくことで、住民満足度の向上を図ります。